

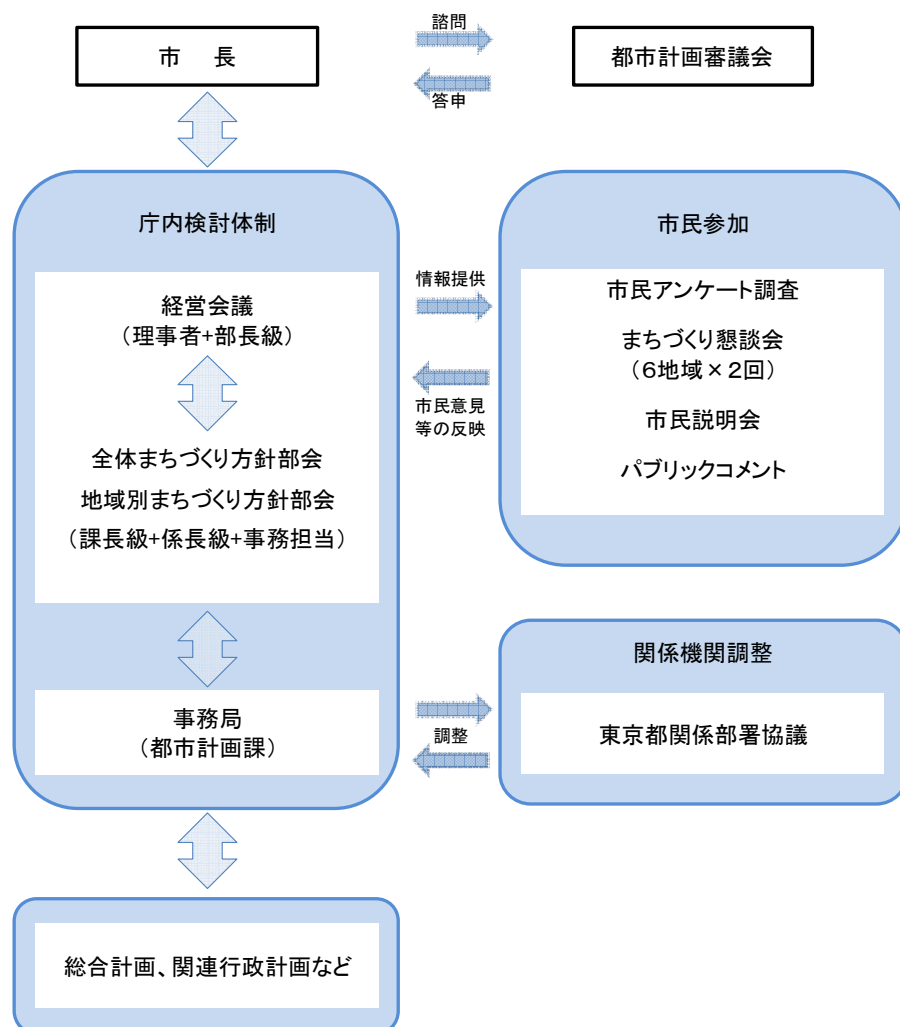
## 資料編

# 1. 策定経過

## (1) 策定体制

「あきる野市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、平成30年に実施した基礎調査を踏まえ、令和元年度より庁内検討部会を設置し、検討を重ねました。また、検討内容は経営会議、都市計画審議会に諮り、審議内容を反映しました。

市民の意見や意向を取り入れ、都市計画マスタープランを広く周知するため、平成30年度に市民アンケート調査を実施し、令和元年度に市民参加によるまちづくり懇談会を開催しました。また、案についてパブリックコメントや住民説明会を実施し内容の周知と意見聴取を行いました。



■ 都市計画マスタープラン検討体制図

## (2) 主な策定経過

平成 30 年度	
11 月 22 日 ～12 月 9 日	市民アンケート調査
12 月 17 日 ～1 月 17 日	市民アンケート調査 (HP)
12 月 21 日	第 31 回都市計画審議会
令和元年度	
7 月 30 日	検討部会
10 月 16 日	検討部会
10 月 26 日	まちづくり懇談会 (合同懇談会)
12 月 24 日	第 33 回都市計画審議会
1 月 18 日～	まちづくり懇談会 (地域別懇談会) (1 月 18 日、25 日、2 月 1 日)
2 月 18 日～	検討部会(意見照会)
令和 2 年度	
12 月 22 日	第 34 回都市計画審議会
令和 3 年度	
7 月 8 日～	検討部会(意見照会)
12 月 24 日	第 35 回都市計画審議会
1 月 17 日	検討部会(意見照会)
令和 4 年度	
10 月 19 日	第 36 回都市計画審議会

作 成 中

### (3) 市民参加経過

---

#### ① 市民アンケート調査

##### ● アンケート調査実施概要

目的：市民の都市づくりに対する意向を把握し、都市計画マスタープラン改定の内容に反映するため、市民を対象としたアンケート調査を実施

調査内容：市民が感じている課題や何を重視しているかなどの意向を把握し、都市計画マスタープラン改定の方向性や重点施策の検討に反映するため、現行の都市計画マスタープランに記述されているまちづくりの目標や分野別方針の内容（施策）を基本として、質問を設定

調査項目：Ⅰ 回答者自身のことについての設問  
Ⅱ まちづくりの分野別施策に関する設問  
Ⅲ まちづくりの参画意向に関する設問  
Ⅳ まちづくりに関する意見・感想

送付数：2,000通（郵送による配布・回収）

対象者：住民基本台帳登録からの無作為に抽出した年齢18歳以上の市民

調査期間：平成30年11月22日～12月9日

回収結果：（有効回収数）837通  
（有効回収率）41.9%

※ホームページ上においてもアンケートを実施（対象者：誰でも回答可）

調査期間：平成30年12月17日～平成31年1月17日

回答数：4通

## ② まちづくり懇談会

## ● 第1回（合同懇談会）

開催日：令和元年10月26日

場所：あきる野市役所 503、504、505 会議室

募集方法：公募及び無作為抽出

※令和2年1月～2月に開催した「地域別懇談会」とあわせて募集

募集期間：令和元年9月～10月

参加者数：26名

	東秋留 地域	菅生・草花 地域	秋川 地域	増戸・引田 地域	五日市 地域	小宮・戸倉 地域
参加者数	5	2	6	4	3	6

テーマとグループワークの内容：

世代及び地域混合型のグループ編成とし、1グループ9名程度の計3グループにて実施

テーマ	グループワークの内容
「みんなで考える 未来のあきる野」 ～未来の都市の姿を 描こう～	<p><b>【グループワーク①】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己紹介</li> <li>・ あきる野市の魅力、まちづくりで重要なこと</li> </ul> <p>事前に記入してもらった自己紹介シートをもとに、あきる野市の魅力（残したい、守りたい場所や施設、風景など）についてディスカッション</p> <p><b>【グループワーク②】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来のまちに引き継ぐ魅力とまちづくりで重要な視点</li> <li>・ 目指す都市の未来像</li> </ul> <p>グループワーク①で出した意見をもとに、次世代に残したいまちの魅力と、魅力を活かした、または守るためのまちづくりの視点を整理し、目指すべきまちの未来像についてディスカッション</p>

## ● 第2回（地域別懇談会）

開催日・場所・参加者数：

	東秋留 地域	菅生・草花 地域	秋川地域	増戸・引田 地域	五日市地域	小宮・戸倉 地域
日時	令和2年 1月18日（土） 10時～12時	令和2年 1月18日（土） 14時～16時	令和2年 1月25日（土） 10時～12時	令和2年 1月25日（土） 14時～16時	令和2年 2月1日（土） 10時～12時	令和2年 2月1日（土） 14時～16時
場所	秋川ファーマー ズセンター	御堂会館	油平クラブ ハウス	五日市 ファインプラザ	あきる野市役所 五日市出張所	戸倉しろやま テラス
参加者数	4名	4名	8名	8名	2名	4名

テーマとグループワークの内容：

テーマ	グループワークの内容
『みんなで進める 地域のまちづくり』 ～ 地域の未来像を 考えよう ～	<p>【グループワーク①】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己紹介</li> <li>・ 地域の魅力、地域の未来に向けて改善したいところ</li> </ul> <p>事前に記入してもらったワークシートをもとに、地域の魅力と地域の未来に向けて改善したいところ（地域課題）についてディスカッション</p> <p>【グループワーク②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題解決の方向性について</li> <li>・ 目指す地域の将来像</li> </ul> <p>グループワーク①で出た地域課題について、地域でできること、地域と行政の役割分担などを整理し、目指すべき地域の将来像についてディスカッション</p>

③ 説明会

作成中

④ パブリックコメント

作成中

## 2. 用語集

### あ行

用語	解説
あきる野市総合計画	総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であり、市の行政計画において最上位に位置付けられる。市のまちづくりに対する基本的な考え方や基本理念、将来都市像及びこれらを実現するための施策の方向性を示す基本構想と、基本構想を実現するための具体的な施策やその目標を総合的かつ体系的に示す基本計画、そして、基本計画の施策を推進するための実施計画の3層で構成される。令和4年3月に第二次計画を策定。
インクルージョン	多様な人々が互いに個性を認め、一体感を持つこと。社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とも言い、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと。
雨水浸透ます	下水への雨水の流入を抑制するため、宅地に降った雨水を地中にしみ込みやすくする枡（ます）。ますに集めた雨の一部が地中にしみ込むことによって、全ての雨水が一度に川に流れ込まず、しみ込んだ雨は、地下水や湧水となってゆっくりと川に到達することで浸水被害の軽減、地下水の涵養等を図る。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、住民・事業者・地権者などが連携して、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行う取組のこと。

### か行

用語	解説
崖線	河川の浸食作用でできた崖地の連なり。
開発行為	都市計画法で定義される、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
河岸段丘	川の流れてそって平らな台地上の丘が続き、川に向かって階段状に低くなっている地形。昔の川底にあたる平らな部分を段丘面といい、畑や水田・集落になっている所が多い。
既存ストック	ストックとは「在庫」を意味し、市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などの既存の施設。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき都道府県知事が指定した下記の区域。 （1）崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの。 （2）上記（1）に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発さ



	れるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。
建築協定	建築基準法に定める協定で、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地の所有者等の全員の合意が必要。

## さ行

用語	解説
災害時活動困難度	道路整備状況等を考慮し、避難や消火・救助など各種災害対応活動の困難さを一つの指標にまとめたもの。
市街化区域	都市計画法で指定される区域の一つ。すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法で指定される区域の一つ。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化を抑制すべき区域として定める区域。
事前復興	防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備（平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと）。
準防火地域	都市計画法で指定される地域の一つ。市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域などにおいて定める。
水源の涵養	森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。（涵養：自然に水がしみこむように徐々に養い育てること）
スプロール	都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に広がっていくこと。
生産年齢人口	人口を年齢で3区分した場合の、15～64歳人口のこと。
生産緑地	都市計画法によって「生産緑地地区」として指定された市街化区域内の農地。良好な生活環境の確保に公共施設等の敷地として適している一定規模以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図るもの。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生物は、一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。平成4年に「生物多様性条約」がつくられ、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしており、我が国では「生物多様性基本法」が平成20年に成立した。
総合危険度	建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）と火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）の2指標に災害時活動困難度を加味して総合化したもの。

## た行

用語	解説
滞在型観光施設	一か所あるいは一定の地域に宿泊し、静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむ観光スタイルのこと。滞在型観光を促進することで、何度も訪問してくれるリピーターの獲得や長期滞在による経済波及効果などが期待される。
地区計画	市街地の良好な環境形成を図るため、ある一定の地区を単位として、道路や公園などの配置や建築物の建て方等について、住民の意向を基に、区市町村が都市計画法に基づき都市計画として定める制度・手法。
超高齢社会	世界保健機関(WHO)等の定義で、65歳以上人口の割合が21%を超えると「超高齢社会」とされる。日本は平成19年から超高齢社会に突入し、令和2年には28.6%となった。
低・未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。
デマンド交通	電話予約等、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のこと。
田園住居地域	都市計画法で指定される用途地域の一つで、農業の利便増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。
透水性舗装	通常の舗装が雨水の浸透による路床、路盤などの耐久性の低下を防ぐために、舗装内部へ水が浸透しない構造となっているのに対し、舗装体内に雨水が浸透し、路盤層以下まで雨水を浸透させる構造とした舗装。地下水の涵養のほか、排水設備への流出量を軽減し雨水流出抑制効果が期待できる。
特定生産緑地	生産緑地法に基づき、申出基準日(生産緑地地区指定告示の日から起算して30年を経過する日)が近く到来することとなる生産緑地のうち、申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、所有者等の意向を基に地方公共団体が特定生産緑地として指定できる制度。特定生産緑地に指定されると、生産緑地の買取申出をできる期日が10年延期されるとともに、生産緑地で適用を受けていた税制優遇等の措置が継続される。
都市基幹公園	都市公園の種類で、総合公園と運動公園のこと。 総合公園：都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。 運動公園：都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。

都市基盤施設	道路、鉄道、公園・緑地、河川、上下水道など、都市の様々な活動を支える基本となる施設のこと。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。都市計画区域マスタープランとも言う。
都市計画提案制度	都市計画法及び都市再生特別措置法に基づき、一定規模以上の地区において、土地所有者やまちづくり NPO 法人などが自ら地区の価値向上、賑わいの創出などを図るために、土地所有者等の3分の2以上の同意等、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案することができる制度。
都市公園	都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園。都市公園は、遊び、運動、レクリエーション、防災など、さまざまな目的に向けて整備される。国立公園等の自然公園に代表される「地域制公園」とは異なる。
都市施設	都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で、道路、公園、教育文化施設、医療・社会福祉施設など都市計画に定めることができるもののこと。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。区域のうち、急傾斜部の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域は、土砂災害特別警戒区域に指定される。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。
土地利用	土地の状態や用途などの利用状況のこと。土地には宅地と宅地以外の公園、道路、農用地、森林などがあり、そのうちの宅地は、商業用地（業務地を含む）、住宅用地、工業用地、公共用地などの用途に分類される。

## な行

用語	解説
年少人口	人口を年齢で3区分した場合の、0～14歳人口のこと。
農用地	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）により定められた区域。市街化調整区域において、農業の振興を促進することを目的とする地域（農業振興地域）内に指定された農用地区域は、生産性の高い農地として宅地等、他の用途に変えることが制限される。

## は行

用語	解説
ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、カーナビゲーションシステムの走行記録など、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけではなく、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴がある。
ヒートアイランド	都市部の気温がその周辺に比べて高温を示す現象のこと。
風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園であり、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定し、配置するもの。
防火地域	都市計画法で指定される地域の一つ。市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域。商業業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定める。

## ま行

用語	解説
メッシュ人口	メッシュは、緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したもので、本計画では一辺約 500m のメッシュで編成した国勢調査の人口データを用いている。

## や行

用語	解説
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力などに関わらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、都市や環境をデザインすること。

## ら行

用語	解説
老年人口	人口を年齢で3区分した場合の、65歳以上の人口のこと。

## 英数字

用語	解説
IoT	Internet of Things の略。 コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
MICE	企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとった造語で、これらのビジネスイベントの総称のこと。

PFI	Private Finance Initiative の略。 公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法のこと。
SOHO	Small Office/Home Office の略。 自宅や小さな事務所を拠点に、個人あるいは少人数で運営される小規模な事業者や個人事業者のこと。また、事務所等を離れネットワークを利用して仕事をする形態もいう。
6次産業化	農業者（1次産業）が、農産物の生産だけでなく、製造・加工（2次産業）やサービス業・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指す取組のこと。（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）